

武蔵野市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の
一部を改正する規則

武蔵野市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年10月武蔵野市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>(定義)</p> <p>第3条 この規則において、当事者とは、法第15条第1項、東京都行政手続条例（以下「都条例」という。）第15条第1項若しくは武蔵野市行政手続条例（以下「市条例」という。）第14条第1項又は法第30条、都条例第28条若しくは市条例第27条の通知を受けた者（<u>法第15条第3項後段</u>、都条例第15条<u>第3項後段</u>及び市条例第14条<u>第3項後段</u>（法第31条、都条例第29条及び市条例第28条において準用する場合を含む。）の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この規則において、当事者とは、法第15条第1項、東京都行政手続条例（以下「都条例」という。）第15条第1項若しくは武蔵野市行政手続条例（以下「市条例」という。）第14条第1項又は法第30条、都条例第28条若しくは市条例第27条の通知を受けた者（<u>法第15条第4項後段</u>、都条例第15条<u>第4項後段</u>及び市条例第14条<u>第4項後段</u>（法第31条、都条例第29条及び市条例第28条において準用する場合を含む。）の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。</p>	<p>字句の改正 字句の改正 字句の改正</p>

付 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。